

令和8年度トップアスリート強化支援金支給要領 新旧対照表

令和8年度	令和7年度
<p>第1条 省略 (支給対象者)</p> <p>第2条 強化支援金の支給対象者は、平成<u>28</u>年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技(国民スポーツ大会、オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックで実施される種目に限る。)について、中央競技団体(公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟しているものに限る。)・JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)・JPC(公益財団法人日本パラリンピック委員会)から、日本代表選手又は世代別日本代表選手(いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。)に指定され、令和<u>8</u>年4月1日から、令和<u>9</u>年3月31日までに実施される国内合宿又は国外遠征等(以下「合宿遠征」という。)に参加する者で、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。</p> <p>省略</p> <p>第3条 省略 (強化支援金の支給申請)</p> <p>第4条 強化支援金の支給を受けようとする者(未成年者である場合にあつてはその保護者。以下「申請者」という。)は、トップアスリート強化支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、令和<u>9</u>年3月<u>12</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>省略 (オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠)</p> <p>第5条 オリンピックやパラリンピック等に出場する可能性がある者について、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。</p> <p>省略</p> <p>第6条 省略 (参加報告)</p> <p>第7条 強化支援金の支給決定を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和<u>9</u>年4月<u>2</u>日のいずれか早い日までに参加実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給決定を受けた日が、合宿遠征終了後1月を経過している場合は、速やかに提出するものとする。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>省略</p> <p>第8条 省略</p>	<p>第1条 省略 (支給対象者)</p> <p>第2条 強化支援金の支給対象者は、平成<u>27</u>年4月1日以前に生まれた者のうち、別表第1に定める競技(国民スポーツ大会、オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックで実施される種目に限る。)について、中央競技団体(公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟しているものに限る。)・JOC(公益財団法人日本オリンピック委員会)・JPC(公益財団法人日本パラリンピック委員会)から、日本代表選手又は世代別日本代表選手(いずれも候補を含む。以下「代表選手」という。)に指定され、令和<u>7</u>年4月1日から、令和<u>8</u>年3月31日までに実施される国内合宿又は国外遠征等(以下「合宿遠征」という。)に参加する者で、次に定めるいずれかにあてはまる者とする。</p> <p>省略</p> <p>第3条 省略 (強化支援金の支給申請)</p> <p>第4条 強化支援金の支給を受けようとする者(未成年者である場合にあつてはその保護者。以下「申請者」という。)は、トップアスリート強化支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、令和<u>8</u>年3月<u>13</u>日までに知事に提出するものとする。</p> <p>省略 (オリンピック・パラリンピック等特別育成強化枠)</p> <p>第5条 オリンピックやパラリンピック等に出場する可能性がある者について、別表第3に定める競技実績に応じ、支給回数の上限を拡大する。</p> <p>省略</p> <p>第6条 省略 (参加報告)</p> <p>第7条 強化支援金の支給決定を受けた者は、合宿遠征終了後1月以内又は令和<u>8</u>年4月<u>3</u>日のいずれか早い日までに参加実績報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、支給決定を受けた日が、合宿遠征終了後1月を経過している場合は、速やかに提出するものとする。なお、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。</p> <p>省略</p> <p>第8条 省略</p>

## 令和8年度

別表第1（第2条関係） 省略

別表第2（第3条関係）

区分		強化支援金の額
国内合宿等に参加する場合		50,000円
国外遠征等	下記以外に参加する場合（削除）	<u>100,000円</u>
	オリンピック、パラリンピック又は デフリンピックに参加する場合	<u>200,000円</u>

※国外遠征等（オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックを含む。）  
出発前の国内直前合宿については、国外遠征等を含めることとし、国内直前合宿単一での（国内）申請は原則認めない。

別表第3（第5条関係）  
省略

## 令和7年度

別表第1（第2条関係） 省略

別表第2（第3条関係）

区分		強化支援金の額
国内合宿等に参加する場合		50,000円
国外遠征等	下記以外（国内で実施されるデフリンピックを含む）に参加する場合	<u>100,000円</u>
	オリンピック、パラリンピック又は デフリンピックに参加する場合	<u>200,000円</u>

※国外遠征等（オリンピック、パラリンピック又はデフリンピックを含む。）  
出発前の国内直前合宿については、国外遠征等を含めることとし、国内直前合宿単一での（国内）申請は原則認めない。

別表第3（第5条関係）  
省略